

国土交通省水管理・国土保全局と独立行政法人水資源機構間の河川等に関する情報のリアルタイム交換に関する協定書

国土交通省水管理・国土保全局（以下「甲」という。）と独立行政法人水資源機構（以下「乙」という。）とは、甲及び乙が各々保有する河川等に関する情報のリアルタイム交換について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が各々保有する河川等に関する情報（以下「情報」という。）をリアルタイム交換することで、それぞれの業務の高度化に資することを目的とする。

（情報の交換）

第2条 情報の交換は、甲及び乙が各々保有する機器を相互に接続して行うものとし、接続方法等の詳細は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 甲及び乙は、情報の交換のために接続された機器の保全及びセキュリティ確保（第三者によるシステム侵入やデータ破壊の防止を含む。）に努めなければならない。

（他への情報提供等）

第3条 甲及び乙は、受領した情報を、地方整備局等及び国土技術政策総合研究所を除く第三者に提供してはならない。ただし、甲及び乙の協議により、受領した情報を災害対策基本法の規定による指定行政機関等に提供し、又は一般に公開する場合は、この限りではない。

2 受領した情報を基に実施した調査研究等の成果の公表については、甲及び乙が協議してこれを定める。

3 甲及び乙は、情報を第1条に規定する目的以外に利用する場合は、あらかじめ協議するものとする。

（情報の責任）

第4条 甲及び乙は、提供した情報の内容又は機器の障害等による情報の遅延若しくは欠落によって発生したいかなる損害についても、責任を負わない。

（細目協定の締結）

第5条 この協定を実施するために必要な細目については、別途協議して定めるものとする。

(疑義の解決)

第6条 この協定に関し、疑義が生じた場合又はこの協定に記載の無い事項については、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲又は乙から申出のないときには、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

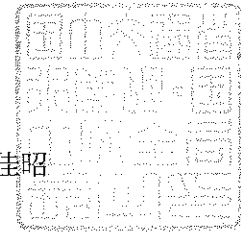
(協定書の保管)

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保管する。

平成26年 3 月 3 1 日

甲 国土交通省水管理・国土保全局長

森北 佳昭



乙 独立行政法人水資源機構理事長

甲村 謙友

